

## 湖西市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湖西市議会議員政治倫理条例（平成26年湖西市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市が財政的援助を与える法人)

第2条 条例第3条第3号の市が財政的援助を与える法人のうち議長が定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人湖西市シルバー人材センター

(審査の請求)

第3条 条例第5条第3項に規定する審査請求は、議員にあつては政治倫理基準違反審査請求書（議員用）（様式第1号。第4項において「議員用審査請求書」という。）により、市民にあつては政治倫理基準違反審査請求書（市民用）（様式第2号。第5項において「市民用審査請求書」という。）によるものとする。

- 2 条例第5条第1項に規定する議員による審査請求の代表者は、同項の規定により連署をする者に対し、印を押すことを求めなければならない。
- 3 条例第5条第2項に規定する市民による審査請求の代表者は、同項の規定により連署をする者に対し、印を押すことを求めなければならない。
- 4 条例第5条第1項の規定により連署をする者は、心身の故障その他の事由により議員用審査請求書に署名することができないときは、議員に委任して、自己の氏名を議員用審査請求書に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該連署をする者の氏名の記載は、当該議員の署名とみなす。
- 5 条例第5条第2項の規定により連署をする者は、心身の故障その他の事由により市民用審査請求書に署名することができないときは、議員の選挙権を有する者に委任して、自己の氏名を市民用審査請求書に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該連署をする者の氏名の記載は、当該連署をする者の署名とみなす。

(市民による審査請求の代表者への通知)

第4条 条例第5条第5項の規定による通知は、審査請求確認通知書（様式第3号）によるものとする。

- 2 条例第5条第6項の規定による通知は、審査請求却下通知書（様式第4号）による

ものとする。

(審査結果の通知)

第5条 条例第12条第1項の規定による通知は、審査結果通知書(様式第5号)によるものとする。

(意見書)

第6条 条例第13条第1項の意見書は、意見書(様式第6号)とする。

(審査結果等の公表)

第7条 条例第9条第2項、第12条第2項、第13条第2項及び第14条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他議長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）湖西市議会議長

審査請求代表者  
湖西市議会議員

㊟

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

湖西市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員名
- 2 違反していると認められる政治倫理基準  
該当条項 湖西市議会議員政治倫理条例第3条第 号
- 3 政治倫理基準に反する疑いの内容
- 4 政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類  
別添のとおり

湖西市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき、 議員に係る  
審査を請求するために署名します。

湖西市議会議員 ㊟

湖西市議会議員 ㊟

（議員定数の1/8以上の議員の連署が要件）

※身体障害等により署名ができない者は、他の議員に代筆を委任してください。この場合において、委任を受けた者は、当該委任をした者の氏名を記載するとともに、その下の欄に自らの氏名を記載し、氏名の前に「代筆者」と記載してください。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）湖西市議会議長

審査請求代表者

住所

氏

名

⑩

TEL

### 政治倫理基準違反審査請求書（市民用）

湖西市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員名
- 2 違反していると認められる政治倫理基準  
該当条項 湖西市議会議員政治倫理条例第3条第 号
- 3 政治倫理基準に反する疑いの内容
- 4 政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類  
別添のとおり

(2枚目以降)

審査請求者署名簿

湖西市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき、議員に  
係る審査を請求するために署名します。

あわせて、湖西市議会議長が、選挙管理委員会に対し、私が湖西市議会議員の選挙権を有する者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

有効 無効 の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		
		年 月 日		年 月 日		

記入に当たっての注意事項

- 1 有効無効の印欄は、記入しないでください。
- 2 湖西市議会議員の選挙権を有する者の署名に限ります。
- 3 番号欄は、各署名簿に通じる一連番号を付してください。
- 4 自筆により氏名、住所等を記載し、押印してください。
- 5 審査請求代表者は、必ず、各署名者の一連番号中第1番目となるよう署名等をしてください。
- 6 身体の故障等により署名ができない者は、湖西市議会議員政治倫理条例第5条第2項に規定する議員の選挙権を有する者に代筆を委任してください。この場合において、委任を受けた者は、当該委任をした者の氏名、住所等を記載するとともに、その下の欄に自らの氏名、住所等を記載し、氏名の欄中に「代筆者」と記載してください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

湖西市議会議長



審査請求確認通知書

年 月 日付けで審査請求がありましたが、選挙管理委員会による確認の結果、湖西市議会議員政治倫理条例第5条第2項に規定する要件を満たしていると認められましたので、同条第5項の規定に基づき、通知いたします。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

湖西市議会議長



審査請求却下通知書

年 月 日付けで審査請求がありましたが、次の理由により、湖西市議会議員政治倫理条例第5条第6項に基づき、審査請求を却下しましたので通知いたします。

却下理由

年 月 日

様

湖西市議会議長



審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで審査請求があった件について、政治倫理審査特別委員会において審査した結果は次のとおりでしたので、湖西市議会議員政治倫理条例第12条の規定に基づき、次のとおり通知します。

審査の請求の対象となつた議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	(湖西市議会議員政治倫理条例第3条第 号)
審査を請求した理由	
審査の結果	
措置を講じる場合の意見の内容	



年 月 日

(宛先) 湖西市議会議長

湖西市議会議員

氏

名

⑩

意 見 書

湖西市議会議員政治倫理条例第 13 条の規定に基づき、審査の結果について、  
次のとおり意見を表明します。